

防火地域、準防火地域

(a) 防火地域

防火地域、準防火地域とは、市街地における火災の危険を防除するため定める地域（法第8条第1項第5号、第9条第21項）をいいます。

防火地域及び準防火地域内の建築物には、以下の制限があります（建築基準法第61条）。

(a) 防火地域、準防火地域内の建築物

防火地域又は準防火地域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を設け、かつ、壁、柱、床その他の建築物の部分及び当該防火設備を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して防火地域及び準防火地域の別並びに建築物の規模に応じて政令で定める技術的基準（建築基準法施行令第136条の2）に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法（令和元年国土交通省告示第194号）を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければなりません。

（b）次に該当するものは、（a）の制限はありません（建築基準法第61条但書き）。

a　高さ2m以下の門または扉

b　準防火地域内にある建築物（木造建築物等を除く。）に附属するもの